

裁 決 書

審査申立人（略）

審査申立人から令和8年3月26日付けで提起された令和8年2月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、大阪市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、令和8年3月10日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は公選法第202条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由及び口頭意見陳述の内容を要約すると、次のとおりである。

- 1、審査申立人は討論会に呼ばれておらず、メディアも公平性に欠ける。維新の会はメディア政治家である。討論会に呼ばないのも、審査申立人の開催の求めに誰も応じないのも、審査申立人が不正の事実を知っている政治家だからである。
- 2、開票作業の記録、公開が市民に全く公表されていない。コンビニでも防犯カメラが10台以上設置されている。
- 3、期日前投票におけるなりすまし投票が可能である。不正ができないシステムをつくらせていない。
- 4、市委員会事務室入口の吉本芸人を使ったポスターからわかるように、原決定は、公平性・透明性に欠ける汚職公務員による審査によるもので、憲法の最上位である国民主権でない。憲法第15条第2項にはすべての公務員は全体の奉仕者と規定されている。公務員、メディア、政治団体、カルト宗教などによる不正選挙をしている。不正選挙を追及するのは民主主義の基本である。
- 5、集団ストーカー犯罪に関与している公務員が選挙にも関わっている。

裁 決 の 理 由

審査申立人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和 27 年 12 月 4 日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和 29 年 9 月 24 日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

1 討論会に呼ばれていないとの主張について

(1) 審査申立人は、本件選挙における討論会に係る違法を主張する。

(2) 公選法第 151 条の 3 の規定により、日本放送協会又は基幹放送事業者が行う選挙に関する報道について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由が認められている一方、同但し書により、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないとされているところ、選挙に関する報道によって選挙の公正が害され公選法第 151 条の 3 但し書違反となる場合であっても、同法第 235 条の 4 第 1 号による刑事上の責任の原因となるだけであって、同法第 205 条第 1 項にいう選挙の規定違反ではなく、これにより選挙の自由公正が失われ、選挙人全般が自由な判断によって投票することが妨げられたような場合は格別、選挙無効の原因となるものではないと解される。

また、公職の候補者は、公選法第 161 条及び同法第 161 条の 2 の規定による個人演説会を、共同して開催できるものとされる。他方で、同法第 164 条の 3 第 2 項の規定により、公職の候補者以外の者が、二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは禁止され、公職の候補者以外の者とは、新聞社等公職の候補者以外の第三者であるとされる。

(3) 審査申立人提出の文書によれば、関西テレビ放送株式会社が、令和 8 年 1 月 26 日に審査申立人の政見について、インターネットにおいて動画を用いて報道したことが認められる。一方で、関西テレビ放送株式会社のホームページによれば、同社が、同日に審査申立人以外の本件選挙の立候補者の政見についても、インターネットにおいて動画を用いて報道したことが認められる。これらのことについて、公選法第 151 条の 3 但し書の規定に違反する点は認められない。

審査申立人は討論会に呼ばれなかったことを主張する。しかし、本件選挙について、どの討論会に審査申立人が呼ばれなかったのか、審査申立人は具体的に主張しておらず、ひいてはいずれの放送事業者が行った報道により、どのように選挙の公正が害されたのか、審査申立人から具体的な事実の主張がない以上、選挙の自由公正が失われたと言うことはできず、審査申立人の主張は、選挙の無効原因とならない。

また、審査申立人は自己の討論会開催の求めに誰も応じないことが違法である旨主張する。しかし、個人演説会を開催するか否か及び開催する個人演説会を他の候補者と共同して行うか否かは、本件選挙に立候補した候補者の自由な意思により決すべきものである。また、公職の候補者以外の者は、討論会を含む合同演説会を開催できない。したがって、審査申立人の討論会開催の求めについて、他の候補者が応じなかったとしても、また審査申立人がメデ

ィアと呼称するような本件選挙の候補者以外の者が審査申立人の求める討論会を開催しなかったとしても、何ら選挙の規定に違反しない。

(4) 以上のことから、審査申立人の主張には理由がない。

2 その他の主張について

審査申立人は、開票作業の公表、期日前投票所の運用、原決定の審査手法に係る不服を主張するが、いずれも具体性を欠き、市委員会を含む公務員に係る不服や審査申立人が集団ストーカー犯罪と呼称するものに係る私見を縷々主張するが、本件選挙に何ら関連しないため、いずれも採用できない。

以上のとおり、審査申立人の主張は、いずれも理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年5月27日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第203条第1項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。